「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の成立に関する理事長 声明

平成23年6月17日、議員立法による「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が参議院本会議において全会一致で可決され、同法が成立しました。社会的弱者の虐待防止に関する法律としては、児童、配偶者(DV)、高齢者に続く4番目のものであり、平成24年10月1日から施行される予定です。

当法人は、成年後見人等の養成や成年後見制度に関する調査、研究、普及活動等を通じて 高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与すべく活動を続けておりますが、かね てより、障害者の権利の擁護のためには虐待の防止に関する法律の制定が不可欠であり早 期の法整備が必要であることを、繰り返し主張してきたところです。

今般、待望の法律が成立したことを受けて、当法人におきましても、各関係機関との連携体制の構築をより強固にし、積極的に障害者の虐待防止活動に取り組むとともに、今後のこの法律の実務的な運用の状況についても十分に注視し、付則で規定されている 3 年後をめどに行われる法律の見直しの論議についても積極的に発言をしていくことにより、障害者の権利の擁護に資する活動を継続していく所存です。

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 理事長 芳賀 裕